**平成２３年（フ）第２０４号**
岐阜県大垣市和合新町１丁目119番地１
フォーラム　ワーゴⅡ101号
債務者　桂川　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　公一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３１７３号**
北海道千歳市弥生１丁目２番30―124号
債務者　高橋　祐一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　勝裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８１８号**
熊本県菊池郡大津町大字矢護川3150番地４
債務者　野口　涼子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第８３２号**
静岡市清水区旭町１番６号
債務者　坂本　朋繁
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彦坂　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５９号**
静岡県周智郡森町三倉856番地の２
債務者　森松　作次
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２３年（フ）第１９０６号**
愛知県春日井市八田町７丁目７番地８
債務者　小川美惠子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　瑛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０８２号**
名古屋市名東区名東本通２丁目36番地の１
星ケ丘レジデンス301号
債務者　畠　さゆり
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２５６７号**
札幌市白石区本通４丁目北１番23号　佐藤ビル408号
債務者　木村　正嘉
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０号**
福井市つくも２―15―７、住民票上の住所福井市つくも１丁目５番16号　ロアールつくも302号室
債務者　横山　惠一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９９１号**
名古屋市中川区二女子町５丁目53番地の１
グリーンハウス101号
債務者　川村　和成
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　彰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９６号**
岐阜県養老郡養老町栗笠468番地
債務者　清水　秀明
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２４年（フ）第１３号**
和歌山市紀三井寺442番地の６　瀧谷和男方、住民票上の住所和歌山県岩出市中島1165番地の40
債務者　大橋真由美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４号**
岐阜県高山市松之木町323番地８
債務者　今井有紀子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第８９号**
北海道北見市北進町４丁目１番７号
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２４年（フ）第７号**
北海道北見市広明町210番地12　第３光洋ハイツ105号
債務者　高田　明美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２３年（フ）第８３３号**
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地17　駅前プラザ12―402
債務者　平井　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第９１７号**
埼玉県富士見市上沢３丁目９番15号
債務者　田中　美加
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部